

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和6年4月2日

沖縄県選挙管理委員会委員長 当 山 尚 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安里たくろー後援会	門口 瞬己	田場 虎	沖縄県沖縄市照屋一丁目一三番六号
新垣こうだい後援会	新垣 康大	新垣 康大	沖縄県名護市大北四-二九-二四
新垣ゆうたと浦添市議会を改革する会	新垣 有太	新垣 有三	沖縄県浦添市西原三丁目一七番二号 三〇三号
上地すがこ後援会	上地 寿賀子	上地 寿賀子	沖縄県南城市大里稲嶺二-〇-一七 七
オナガ雄志後援会	國吉 眞太郎	翁長 昌子	沖縄県那覇市大道四九番地-二F
翁長タケハル後援会	新里 叡	翁長 昌子	沖縄県那覇市繁多川五-一-一-九 八〇三
具志堅コウイチ後援会	具志堅 興一	與那覇 正明	沖縄県浦添市牧港二-四-一
桑江なおや後援会	東條 渥子	比嘉 江利子	沖縄県沖縄市高原三-一-四-二
魁	門口 瞬己	田場 虎	沖縄県那覇市前島二丁目四番二〇号
高安かつなり後援会	喜友名 稔	高安 晴善	沖縄県中頭郡北谷町吉原一-一-四
中山よしたか後援会	中山 義隆	前原 啓子	沖縄県石垣市浜崎町二-一-一-四〇
比嘉祐一後援会	比嘉 祐一	比嘉 光子	沖縄県名護市宮里六-一-〇-一七
人にやさしいまちづくり市民の会	森山 政和	森山 邦子	沖縄県沖縄市安慶田一丁目三番一 二号
ひやみかち・うまんちゅ市民の会	宮里 千里	翁長 昌子	沖縄県那覇市大道四九番地 二階
貧民党	石田 辰夫	石田 辰夫	沖縄県那覇市与儀三七-一-一
宮城つかさ後援会	宮城 司	宮城 則子	沖縄県宜野湾市伊佐二-二-一-一
宮城安秀後援会	島袋 利治	嶺井 あかり	沖縄県名護市辺野古九三二-二六

宮平ジョージ後援会	又吉 英夫	宮平 譲治	沖縄県島尻郡座間味村座間味九一番地
モリ山政和を支える会	森山 政和	森山 邦子	沖縄県沖縄市安慶田一丁目三番一 二号
八重山の宝	富里 八重子	加勢本 曙	沖縄県石垣市真栄里一三三一一
山城わたる後援会	山城 渉	山城 渉	沖縄県糸満市米須一一三八二
吉浜ともや後援会	吉浜 智也	吉浜 智也	沖縄県豊見城市座安三二一一五二 階